

名古屋市無料低額宿泊所の届出等に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 8 号及び名古屋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 2 年名古屋市条例第 3 号。以下「条例」という。）に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（以下「無料低額宿泊事業」という。）の届出等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無料低額宿泊所」とは、無料低額宿泊事業の用に供する建物をいう。
- (2) 「事業者」とは、無料低額宿泊所を開設、運営する者をいう。
- (3) 「利用者」とは、無料低額宿泊所を利用する者をいう。

(事前調整)

第 3 条 事業者は、無料低額宿泊事業を開始しようとするときは、以下の点につき遺漏の無いようにしなければならない。

- (1) 名古屋市に対し事前相談を行うとともに、事業開始予定日、無料低額宿泊所の利用の方法等について協議すること。
- (2) 無料低額宿泊所所在地の社会福祉事務所に入所方法及び予定人員等を説明し、利用者の生活困窮に係る相談等が円滑に実施できるよう相談日及び人数等の調整を行うこと。

(事業の届出等)

第 4 条

(1) 事業開始届出

事業者は、法第 68 条の 2 第 2 項の規定により、その事業を開始する前に、同条第 1 項に掲げる次の事項について、必要となる資料を添付して、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（様式 1）により、届出を行うこと。

ただし、事業者が地方公共団体又は社会福祉法人である場合は、同条第 1 項の規定により、事業開始の日から 1 か月以内に届け出るものとする。

ア 添付書類

(ア) 定款等

a 法人

定款及び履歴事項全部証明書

b 任意団体

団体の概要が分かるもの

c 個人

設立の趣旨が分かるもの

(イ) 事業計画書

(ウ) 収支予算書

(エ) 財産目録

(オ) 周辺地図

(カ) 建物その他の設備の規模、構造及び各居室等の床面積（㎡単位で、壁芯面積か内
法面積かを明示すること。）を記載した平面図及び配置図

(キ) 土地及び建物その他の設備の権利関係書

(ク) 職員体制（様式 2 職員配置・異動報告書による）

(ケ) 事業者及び施設長の氏名、住所、経歴及び資格が記載されたもの

(コ) 業務マニュアル（職員の業務内容をまとめたもの）及び業務日誌

(サ) 利用者との契約書（居室の利用に係る契約と居室の利用以外の契約に係る契約）
及び重要事項説明書

(シ) 運営規程

(ス) 金銭管理規程、金銭管理契約書及び金銭管理出納簿（個人毎に作成、利用者が閲
覧可能であること。）

(セ) 利用者に関する記録（利用者名簿、利用者台帳、苦情対応記録、事故対応記録）

(ソ) 地域住民に対して説明会等を開催した記録

(タ) 経営者（代表）又は管理者（施設長）に事故が起きたときの処置方法が記載され
たもの

(チ) 非常災害に際して必用な具体的計画

(ツ) 代表者誓約書（様式 3）

(テ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 変更届出

ア 事業者は、法第 68 条の 3 第 2 項に規定により、届け出た事項を変更しようとする
ときは、あらかじめその旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式
4-1）により、資料を添付して届出を行うこと。

イ 事業者は、法第 68 条の 3 第 3 項の規定により、届け出た事項を変更したときは、
変更の日から 1 か月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届
（様式 4-1）により、資料を添付して届出を行うこと。

(3) 休止・再開届出

事業者は、法第 68 条の 3 の規定に準じ、事業を休止又は再開するときは、あらかじ
めその旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式 4-2）により届出を行
うこと。

ただし、事業者が地方公共団体又は社会福祉法人である場合は、同条第 1 項の規定により、事業開始の日から 1 か月以内に届け出るものとする。

(4) 廃止時

事業者は、法第 68 条の 4 の規定により、事業を廃止したときは、廃止の日から 1 か月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届（様式 5）により届出を行うこと。

（利用者にかかる記録及び報告）

第 5 条 事業者、施設長及び施設職員は、事業運営に当たり以下の事項を遵守すること。

- (1) 利用者名簿及び利用者記録簿を作成し、支援の経過について記録を整備すること。
- (2) 所在地の社会福祉事務所から利用者に関する必要事項について照会のあったときは、すみやかに回答するとともに、利用者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受給している場合は、必要に応じ社会福祉事務所と援助方針等を協議し、同法の目的達成のため社会福祉事務所職員が行う訪問調査活動及び指導援助に協力すること。
- (3) 事業者は、施設長その他の職員により非常災害対策に取り組まなければならない。なお、定員が 50 人以上の宿泊所においては、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画を作成し避難訓練を実施しなければならない。
- (4) 次の 2 点により事業経営の透明性を確保すること。
 - ア 領収書、契約書等を保管するとともに、宿泊所ごとの収支等に関する帳簿類を整備すること。
 - イ 貸借対照表及び損益計算書等収支の状況を毎会計年度終了後 3 か月以内に利用者が閲覧できるよう宿泊所内に掲示し、公開すること。
- (5) 提供するサービス等について広告するときは、誇大広告等により、利用者に不当に期待をいだかせ、それによって誤認させるようなことがないよう、内容等について実態と乖離のない正確な表示をすること。（法第 79 条関係）
- (6) 第 4 条の(2)、(3)及び(4) に定めのあるもののほか、以下の事項について報告を行うこと。

ア 宿泊所ごとに毎月の入退所状況及び退所理由の内訳を、入退所状況報告書（様式 6）及び退所状況内訳報告書（様式 7）により翌月中に報告すること。

イ 施設長、その他必要な職員及び苦情処理機関に従事する職員の氏名、住所等を事業の開始時及び職員の異動があったときには、職員配置・異動報告書（様式 2）によりすみやかに報告すること。

ウ 苦情処理の機関による苦情解決の状況について、苦情処理状況報告書（様式 8）により少なくとも 3 か月に一度は報告すること。

なお、苦情処理にあたる外部の第三者委員は、中立的な立場から苦情解決を円滑かつ円満に図ることができる者であること。

エ 宿泊所ごとの収支の状況を、貸借対照表及び損益計算書等の写しをもって、毎会計

年度終了後 3 か月以内に報告すること。

オ 火災、事故等で施設運営に問題が起こった場合は随時報告すること。

カ その他、名古屋市長が法の目的達成のために報告を求める事項を報告すること。

(事業の調査)

第 6 条 事業者は、名古屋市長が法第 70 条に基づき必要な報告を求めた場合及び実施する調査に対して誠実に応じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」に基づいて令和 2 年 3 月 31 日までに届け出をした事業者について、令和 2 年 4 月 1 日以降に引き続き本要綱に基づいて事業を行うための事業開始届をする場合、第 4 条 (1)にて定めた添付書類 (㋀)を除く) を省略することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。